

第 15 章 法令關係

○ 水道法（抄）

〔昭和32年6月15日
法律 第177号〕
最終改正 令和4年6月17日号外法律第68号

第1章 総則

（この法律の目的）

第1条 この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。

（責務）

第2条 国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない。

2 国民は、前項の国及び地方公共団体の施策に協力するとともに、自らも、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に努めなければならない。

第2条の2 国は、水道の基盤の強化に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを推進するとともに、都道府県及び市町村並びに水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）に対し、必要な技術的及び財政的な援助を行うよう努めなければならない。

2 都道府県は、その区域の自然的社会的諸条件に応じて、その区域内における市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等の間の連携等（水道事業者等の間の連携及び2以上の水道事業又は水道用水供給事業の一体的な経営をいう。以下同じ。）の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

3 市町村は、その区域の自然的社会的諸条件に応じて、その区域内における水道事業者等の間の連携等の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

4 水道事業者等は、その経営する事業を適正かつ能率的に運営するとともに、その事業の基盤の強化に努めなければならない。

（用語の定義）

第3条 この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。

2 この法律において「水道事業」とは、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業を

いう。ただし、給水人口が 100 人以下である水道によるものを除く。

- 3 この法律において「簡易水道事業」とは、給水人口が 5,000 人以下である水道により、水を供給する水道事業をいう。
- 4 この法律において「水道用水供給事業」とは、水道により、水道事業者に対してその用水を供給する事業をいう。ただし、水道事業者又は専用水道の設置者が他の水道事業者に分水する場合を除く。
- 5 この法律において「水道事業者」とは、第 6 条第 1 項の規定による認可を受けて水道事業を経営する者をいい、「水道用水供給事業者」とは、第 26 条の規定による認可を受けて水道用水供給事業を経営する者をいう。
- 6 この法律において「専用水道」とは、寄宿舎、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下である水道を除く。
 - 一 100 人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの
 - 二 その水道施設の 1 日最大給水量（1 日に給水することができる最大の水量をいう。以下同じ。）が政令で定める基準を超えるもの
- 7 この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。
- 8 この法律において「水道施設」とは、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設（専用水道にあっては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ。）であって、当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するものをいう。
- 9 この法律において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- 10 この法律において「水道の布設工事」とは、水道施設の新設又は政令で定めるその増設若しくは改造の工事をいう。
- 11 この法律において「給水装置工事」とは、給水装置の設置又は変更の工事をいう。
- 12 この法律において「給水区域」、「給水人口」及び「給水量」とは、それぞれ事業計画において定める給水区域、給水人口及び給水量をいう。

(水質基準)

- 第 4 条 水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。
- 一 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。
 - 二 シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。

- 三 銅、鉄、弗素、フェノールその他の物質をその許容量をこえて含まないこと。
- 四 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
- 五 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。
- 六 外観は、ほとんど無色透明であること。

2 前項各号の基準に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(施設基準)

第5条 水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- 一 取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れができるものであること。
 - 二 貯水施設は、渇水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有すること。
 - 三 導水施設は、必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管その他の設備を有すること。
 - 四 浄水施設は、原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要なちんでん池、濾過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。
 - 五 送水施設は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備を有すること。
 - 六 配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連續して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。
- 2 水道施設の位置及び配列を定めるにあたっては、その布設及び維持管理ができるだけ経済的で、かつ、容易になるようにするとともに、給水の確実性をも考慮しなければならない。
- 3 水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して充分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。
- 4 前3項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は、厚生労働省令で定める。

第3章 水道事業

第2節 業務

(供給規程)

第14条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

- 2 前項の供給規程は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。
- 一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。
 - 二 料金が、定率又は定額をもって明確に定められていること。

三 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

五 貯水槽水道（水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。以下この号において同じ。）が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること。

3 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

4 水道事業者は、供給規程を、その実施の日までに一般に周知させる措置をとらなければならぬ。

5 水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、供給規程に定められた事項のうち料金を変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

6 水道事業者が地方公共団体以外の者である場合にあっては、供給規程に定められた供給条件を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

7 厚生労働大臣は、前項の認可の申請が第2項各号に掲げる要件に適合していると認めるときは、その認可を与えなければならない。

（給水義務）

第15条 水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない。

2 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。ただし、第40条第1項の規定による水の供給命令を受けた場合又は災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合には、給水区域の全部又は一部につきその間給水を停止することができる。この場合には、やむを得ない事情がある場合を除き、給水を停止しようとする区域及び期間をあらかじめ関係者に周知させる措置をとらなければならない。

3 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者が料金を支払わないとき、正当な理由なしに給水装置の検査を拒んだとき、その他正当な理由があるときは、前項本文の規定にかかわらず、その理由が継続する間、供給規程の定めるところにより、その者に対する給水を停止することができる。

（給水装置の構造及び材質）

第16条 水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

(給水装置工事)

第 16 条の 2 水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができると認められる者の指定をすることができる。

- 2 水道事業者は、前項の指定をしたときは、供給規程の定めるところにより、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は当該指定を受けた者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）の施行した給水装置工事に係るものであることを供給条件とすることができる。
- 3 前項の場合において、水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。

(給水装置の検査)

第 17 条 水道事業者は、日出後日没前に限り、その職員をして、当該水道によって水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。ただし、人の看守し、若しくは人の住居に使用する建物又は閉鎖された門内に立ち入るときは、その看守者、居住者又はこれらに代るべき者の同意を得なければならない。

- 2 前項の規定により給水装置の検査に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(検査の請求)

第 18 条 水道事業によって水の供給を受ける者は、当該水道事業者に対して、給水装置の検査及び供給を受ける水の水質検査を請求することができる。

- 2 水道事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、すみやかに検査を行い、その結果を請求者に通知しなければならない。

(水道技術管理者)

第 19 条 水道事業者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者 1 人を置かなければならない。ただし、自ら水道技術管理者となることを妨げない。

- 2 水道技術管理者は、次に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。

- 一 水道施設が第 5 条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査（第 22 条の 2 第 2 項に規定する点検を含む。）
- 二 第 13 条第 1 項の規定による水質検査及び施設検査

- 三 給水装置の構造及び材質が第 16 条の政令で定める基準に適合しているかどうかの検査
 - 四 次条第 1 項の規定による水質検査
 - 五 第 21 条第 1 項の規定による健康診断
 - 六 第 22 条の規定による衛生上の措置
 - 七 第 22 条の 3 第 1 項の台帳の作成
 - 八 第 23 条第 1 項の規定による給水の緊急停止
 - 九 第 37 条前段の規定による給水停止
- 3 水道技術管理者は、政令で定める資格（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、当該資格を参照して当該地方公共団体の条例で定める資格）を有する者でなければならない。

（水質検査）

第 20 条 水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。

- 2 水道事業者は、前項の規定による水質検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、水質検査を行った日から起算して 5 年間、これを保存しなければならない。
- 3 水道事業者は、第 1 項の規定による水質検査を行うため、必要な検査施設を設けなければならない。ただし、当該水質検査を、厚生労働省令の定めるところにより、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に委託して行うときは、この限りでない。

（衛生上の措置）

第 22 条 水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない。

（給水の緊急停止）

第 23 条 水道事業者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

- 2 水道事業者の供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知った者は、直ちにその旨を当該水道事業者に通報しなければならない。

（消火栓）

第 24 条 水道事業者は、当該水道に公共の消防のための消火栓を設置しなければならない。

- 2 市町村は、その区域内に消火栓を設置した水道事業者に対し、その消火栓の設置及び管理に要する費用その他その水道が消防用に使用されることに伴い増加した水道施設の設置及び管理に要する費用につき、当該水道事業者との協議により、相当額の補償をしなければならない。

- 3 水道事業者は、公共の消防用として使用された水の料金を徴収することができない。

（情報提供）

第 24 条の 2 水道事業者は、水道の需要者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、第 20

条第1項の規定による水質検査の結果その他水道事業に関する情報を提供しなければならない。

(業務の委託)

第24条の3 水道事業者は、政令で定めるところにより、水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を他の水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は当該業務を適正かつ確実に実施することができる者として政令で定める要件に該当するものに委託することができる。

2 水道事業者は、前項の規定により業務を委託したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。委託に係る契約が効力を失ったときも、同様とする。

3 第1項の規定により業務の委託を受ける者（以下「水道管理業務受託者」という。）は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、受託水道業務技術管理者1人を置かなければならない。

4 受託水道業務技術管理者は、第1項の規定により委託された業務の範囲内において第19条第2項各号に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。

5 受託水道業務技術管理者は、政令で定める資格を有する者でなければならない。

6 第1項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合においては、当該委託された業務の範囲内において、水道管理業務受託者を水道事業者と、受託水道業務技術管理者を水道技術管理者とみなして、第13条第1項（水質検査及び施設検査の実施に係る部分に限る。）及び第2項、第17条、第20条から第22条の3まで、第23条第1項、第25条の9、第36条第2項並びに第39条（第2項及び第3項を除く。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、当該委託された業務の範囲内において、水道事業者及び水道技術管理者については、これらの規定は、適用しない。

7 前項の規定により水道管理業務受託者を水道事業者とみなして第25条の9の規定を適用する場合における第25条の11第1項の規定の適用については、同項第5号中「水道事業者」とあるのは、「水道管理業務受託者」とする。

8 第1項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合においては、当該委託された業務の範囲内において、水道技術管理者については第19条第2項の規定は適用せず、受託水道業務技術管理者が同項各号に掲げる事項に関する全ての事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督する場合においては、水道事業者については、同条第1項の規定は、適用しない。

第3節 指定給水装置工事事業者

(指定の申請)

第25条の2 第16条の2第1項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

2 第16条の2第1項の指定を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に

掲げる事項を記載した申請書を水道事業者に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 当該水道事業者の給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所（以下この節において単に「事業所」という。）の名称及び所在地並びに第25条の4第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名
- 三 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- 四 その他厚生労働省令で定める事項
(指定の基準)

第25条の3 水道事業者は、第16条の2第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

- 一 事業所ごとに、第25条の4第1項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
 - 二 厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。
 - 三 次のいずれにも該当しない者であること。
 - イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
 - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ハ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ニ 第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - ヘ 法人であって、その役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの
- 2 水道事業者は、第16条の2第1項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置をとらなければならない。
(指定の更新)

第25条の3の2 第16条の2第1項の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 4 前2条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。

(給水装置工事主任技術者)

第 25 条の 4 指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、第 3 項各号に掲げる職務をさせるため、厚生労働省令で定めるところにより、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

- 2 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
- 3 給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。
 - 一 給水装置工事に関する技術上の管理
 - 二 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
 - 三 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第 16 条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認
 - 四 その他厚生労働省令で定める職務

- 4 給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(給水装置工事主任技術者免状)

第 25 条の 5 給水装置工事主任技術者免状は、給水装置工事主任技術者試験に合格した者に対し、厚生労働大臣が交付する。

- 2 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、給水装置工事主任技術者免状の交付を行わないことができる。
 - 一 次項の規定により給水装置工事主任技術者免状の返納を命ぜられ、その日から 1 年を経過しない者
 - 二 この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- 3 厚生労働大臣は、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者がこの法律に違反したときは、その給水装置工事主任技術者免状の返納を命ずることができる。
- 4 前 3 項に規定するもののほか、給水装置工事主任技術者免状の交付、書換え交付、再交付及び返納に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(給水装置工事主任技術者試験)

第 25 条の 6 給水装置工事主任技術者試験は、給水装置工事主任技術者として必要な知識及び技能について、厚生労働大臣が行う。

- 2 給水装置工事主任技術者試験は、給水装置工事に関して 3 年以上の実務の経験を有する者でなければ、受けることができない。
- 3 給水装置工事主任技術者試験の試験科目、受験手続その他給水装置工事主任技術者試験の実施細目は、厚生労働省令で定める。

(変更の届出等)

第 25 条の 7 指定給水装置工事事業者は、事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を水道事業者に届け出なければならない。

(事業の基準)

第 25 条の 8 指定給水装置工事事業者は、厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

(給水装置工事主任技術者の立会い)

第 25 条の 9 水道事業者は、第 17 条第 1 項の規定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定給水装置工事事業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせることを求めることができる。

(報告又は資料の提出)

第 25 条の 10 水道事業者は、指定給水装置工事事業者に対し、当該指定給水装置工事事業者が給水区域において施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(指定の取消し)

第 25 条の 11 水道事業者は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 16 条の 2 第 1 項の指定を取り消すことができる。

- 一 第 25 条の 3 第 1 項各号のいずれかに適合しなくなったとき。
 - 二 第 25 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定に違反したとき。
 - 三 第 25 条の 7 の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - 四 第 25 条の 8 に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。
 - 五 第 25 条の 9 の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
 - 六 前条の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
 - 七 その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれがあるとき。
 - 八 不正の手段により第 16 条の 2 第 1 項の指定を受けたとき。
- 2 第 25 条の 3 第 2 項の規定は、前項の場合に準用する。

第 6 章 簡易専用水道

第 34 条の 2 簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところ

により、定期に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

第9章 罰則

第51条 水道施設を損壊し、その他水道施設の機能に障害を与えて水の供給を妨害した者は、5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

2 みだりに水道施設を操作して水の供給を妨害した者は、2年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

3 前2項の規定に当たる行為が、刑法の罪に触れるときは、その行為者は、同法の罪と比較して、重きに従って処断する。

第57条 正当な理由がないのに第25条の5第3項の規定による命令に違反して給水装置工事主任技術者免状を返納しなかつた者は、10万円以下の過料に処する。

○ 水道法施行令（抄）

〔昭和32年12月12日
政 令 第336号〕
最終改正 令和4年5月27日政令第210号

（簡易専用水道の適用除外の基準）

第2条 法第3条第7項ただし書に規定する政令で定める基準は、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が 10 立方メートルであることとする。

（給水装置の構造及び材質の基準）

第6条 法第16条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

- 一 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から 30 センチメートル以上離れていること。
 - 二 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
 - 三 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
 - 四 水圧、土圧その他の荷重に対して充分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
 - 五 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
 - 六 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
 - 七 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- 2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

○ 水道法施行規則（抄）

〔昭和32年12月14日
厚生省令 第45号〕

最終改正 令和4年3月14日厚生労働省令第36号

第1章 水道事業

第1節 事業の認可等

(給水装置の軽微な変更)

第13条 法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え(配管を伴わないものに限る。)とする。

(定期及び臨時の水質検査)

第15条 法第20条第1項の規定により行う定期の水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 次に掲げる検査を行うこと。

- イ 1日1回以上行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査
- ロ 第3号に定める回数以上行う水質基準に関する省令の表（以下この項及び次項において「基準の表」という。）の上欄に掲げる事項についての検査

二 検査に供する水（以下「試料」という。）の採取の場所は、給水栓を原則とし、水道施設の構造等を考慮して、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定すること。ただし、基準の表中3の項から5の項まで、7の項、9の項、11の項から20の項まで、36の項、39の項から41の項まで、44の項及び45の項の上欄に掲げる事項については、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合にあっては、給水栓のほか、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかの場所を採取の場所として選定することができる。

三 第1号ロの検査の回数は、次に掲げるところによること。

- イ 基準の表中1の項、2の項、38の項及び46の項から51の項までの上欄に掲げる事項に関する検査については、おおむね1箇月に1回以上とすること。ただし、同表中38の項及び46の項から51の項までの上欄に掲げる事項に関する検査については、水道により供給される水に係る当該事項について連続的に計測及び記録がなされている場合にあっては、おおむね3箇月に1回以上とができる。

- ロ 基準の表中42の項及び43の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、水源における当該事項を産出する藻類の発生が少ないものとして、当該事項について検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除き、おおむね1箇月に1回以上とすること。

ハ 基準の表中 3 の項から 37 の項まで、39 の項から 41 の項まで、44 の項及び 45 の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、おおむね 3 箇月に 1 回以上とすること。ただし、同表中 3 の項から 9 の項まで、11 の項から 20 の項まで、32 の項から 37 の項まで、39 の項から 41 の項まで、44 の項及び 45 の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれがある少ないと認められる場合（過去 3 年間において水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去 3 年間における当該事項についての検査の結果がすべて当該事項に係る水質基準値（基準の表の下欄に掲げる許容限度の値をいう。以下この項において「基準値」という。）の 5 分の 1 以下であるときは、おおむね 1 年に 1 回以上と、過去 3 年間における当該事項についての検査の結果がすべて基準値の 10 分の 1 以下であるときは、おおむね 3 年に 1 回以上とすることができます。

四 次の表の上欄に掲げる事項に関する検査は、当該事項についての過去の検査の結果が基準値の 2 分の 1 を超えたことがなく、かつ、同表の下欄に掲げる事項を勘案してその全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、第 1 号及び前号の規定にかかわらず、省略することができる。

基準の表中 3 の項から 5 の項まで、7 の項、12 の項、13 の項（海水を原水とする場合を除く。）、26 の項（浄水処理にオゾン処理を用いる場合及び消毒に次亜塩素酸を用いる場合を除く。）、36 の項、37 の項、39 の項から 41 の項まで、44 の項及び 45 の項の上欄に掲げる事項	原水並びに水源及びその周辺の状況
基準の表中 6 の項、8 の項及び 32 の項から 35 の項までの上欄に掲げる事項	原水、水源及びその周辺の状況並びに水道施設の技術的基準を定める省令（平成 12 年厚生省令第 15 号）第 1 条第 14 号の薬品等及び同条第 17 号の資機材等の使用状況
基準の表中 14 の項から 20 の項までの上欄に掲げる事項	原水並びに水源及びその周辺の状況（地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。）
基準の表中 42 の項及び 43 の項の上欄に掲げる事項	原水並びに水源及びその周辺の状況（湖沼等水が停滞しやすい水域を水源とする場合は、上欄に掲げる事項を産出する藻類の発生状況を含む。）

2 法第 20 条第 1 項の規定により行う臨時の水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。

- 一 水道により供給される水が水質基準に適合しないおそれがある場合に基準の表の上欄に掲げる事項について検査を行うこと。
- 二 試料の採取の場所に関しては、前項第 2 号の規定の例によること。
- 三 基準の表中 1 の項、2 の項、38 の項及び 46 の項から 51 の項までの上欄に掲げる事項以外

の事項に関する検査は、その全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、第1号の規定にかかわらず、省略することができる。

- 3 第1項第1号ロの検査及び第2項の検査は、水質基準に関する省令に規定する厚生労働大臣が定める方法によって行うものとする。
- 4 第1項第1号イの検査のうち色及び濁りに関する検査は、同号ロの規定により色度及び濁度に関する検査を行った日においては、行うことを要しない。
- 5 第1項第1号ロの検査は、第2項の検査を行った月においては、行うことを要しない。
- 6 水道事業者は、毎事業年度の開始前に第1項及び第2項の検査の計画（以下「水質検査計画」という。）を策定しなければならない。
- 7 水質検査計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 水質管理において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るもの
 - 二 第1項の検査を行う項目については、当該項目、採水の場所、検査の回数及びその理由
 - 三 第1項の検査を省略する項目については、当該項目及びその理由
 - 四 第2項の検査に関する事項
 - 五 法第20条第3項の規定により水質検査を委託する場合における当該委託の内容
 - 六 その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項

第2節 指定給水装置工事事業者

（指定の申請）

第18条 法第25条の2第2項の申請書は、様式第1によるものとする。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - 一 法第25条の3第1項第3号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
 - 二 法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し
- 3 前項第1号の書類は、様式第2によるものとする。

第19条 法第25条の2第2項第4号の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 法人にあっては、役員の氏名
- 二 指定を受けようとする水道事業者の給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所（第21条第3項において単に「事業所」という。）において給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者が法第25条の5第1項の規定により交付を受けている給水装置工事主任技術者免状（以下「免状」という。）の交付番号
- 三 事業の範囲
(厚生労働省令で定める機械器具)

第20条 法第25条の3第1項第2号の厚生労働省令で定める機械器具は、次の各号に掲げるも

のとする。

- 一 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
- 二 やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
- 三 トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
- 四 水圧テストポンプ

(厚生労働省令で定める者)

第 20 条の 2 法第 25 条の 3 第 1 項第 3 号イの厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(給水装置工事主任技術者の選任)

第 21 条 指定給水装置工事事業者は、法第 16 条の 2 の指定を受けた日から 2 週間以内に給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

- 2 指定給水装置工事事業者は、その選任した給水装置工事主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から 2 週間以内に新たに給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。
- 3 指定給水装置工事事業者は、前 2 項の選任を行うに当たっては、1 の事業所の給水装置工事主任技術者が、同時に他の事業所の給水装置工事主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、1 の給水装置工事主任技術者が当該 2 以上の事業所の給水装置工事主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

第 22 条 法第 25 条の 4 第 2 項の規定による給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出は、様式第 3 によるものとする。

(給水装置工事主任技術者の職務)

第 23 条 法第 25 条の 4 第 3 項第 4 号の厚生労働省令で定める給水装置工事主任技術者の職務は、水道事業者の給水区域において施行する給水装置工事に関し、当該水道事業者と次の各号に掲げる連絡又は調整を行うこととする。

- 一 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施工しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
- 二 第 36 条第 1 項第 2 号に掲げる工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整
- 三 給水装置工事（第 13 条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）を完了した旨の連絡（免状の交付申請）

第 24 条 法第 25 条の 5 第 1 項の規定により給水装置工事主任技術者免状（以下「免状」という。）の交付を受けようとする者は、様式第 4 による免状交付申請書に次に掲げる書類を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 戸籍抄本又は住民票の抄本（日本の国籍を有しない者にあっては、これに代わる書面）

二 第33条の規定により交付する合格証書の写し

(免状の様式)

第25条 法第25条の5第1項の規定により交付する免状の様式は、様式第5による。

(免状の書換え交付申請)

第26条 免状の交付を受けている者は、免状の記載事項に変更を生じたときは、免状に戸籍抄本又は住民票の抄本（日本の国籍を有しない者にあっては、これに代わる書面）を添えて、厚生労働大臣に免状の書換え交付を申請することができる。

2 前項の免状の書換え交付の申請書の様式は、様式第6による。

(免状の再交付申請)

第27条 免状の交付を受けている者は、免状を破り、汚し、又は失ったときは、厚生労働大臣に免状の再交付を申請することができる。

2 前項の免状の再交付の申請書の様式は、様式第7による。

3 免状を破り、又は汚した者が第1項の申請をする場合には、申請書にその免状を添えなければならない。

4 免状の交付を受けている者は、免状の再交付を受けた後、失った免状を発見したときは、5日以内に、これを厚生労働大臣に返納するものとする。

(免状の返納)

第28条 免状の交付を受けている者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）に規定する死亡又は失そうの届出義務者は、1月以内に、厚生労働大臣に免状を返納するものとする。

(試験の公示)

第29条 厚生労働大臣又は法第25条の12第1項に規定する指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）は、法第25条の6第1項の規定による給水装置工事主任技術者試験（以下「試験」という。）を行う期日及び場所、受験願書の提出期限及び提出先その他試験の施行に関し必要な事項を、あらかじめ、官報に公示するものとする。

(試験科目)

第30条 試験の科目は、次のとおりとする。

- 一 公衆衛生概論
- 二 水道行政
- 三 給水装置の概要
- 四 給水装置の構造及び性能
- 五 給水装置工事法
- 六 給水装置施工管理法
- 七 給水装置計画論
- 八 給水装置工事事務論

(試験科目の一部免除)

第 31 条 建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 34 条第 1 項の表に掲げる検定種目のうち、管工事施工管理の種目に係る 1 級又は 2 級の技術検定に合格した者は、試験科目のうち給水装置の概要及び給水装置施工管理法の免除を受けることができる。

(受験の申請)

第 32 条 試験（指定試験機関がその試験事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、様式第 8 による受験願書に次に掲げる書類を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 法第 25 条の 6 第 2 項に該当する者であることを証する書類
 - 二 写真（旅券法施行規則（平成元年外務省令第 11 号）別表第 1 に定める要件を満たしたものとする。）
 - 三 前条の規定により試験科目の一部の免除を受けようとする場合には、様式第 9 による給水装置工事主任技術者試験一部免除申請書及び前条に該当する者であることを証する書類
- 2 指定試験機関がその試験事務を行う試験を受けようとする者は、当該指定試験機関が定めるところにより、受験願書に前項各号に掲げる書類を添えて、これを当該指定試験機関に提出しなければならない。

(合格証書の交付)

第 33 条 厚生労働大臣（指定試験機関が合格証書の交付に関する事務を行う場合にあっては、指定試験機関）は、試験に合格した者に合格証書を交付しなければならない。

(変更の届出)

第 34 条 法第 25 条の 7 の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 法人にあっては、役員の氏名
 - 三 給水装置工事主任技術者の氏名又は給水装置工事主任技術者が交付を受けた免状の交付番号
- 2 法第 25 条の 7 の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあった日から 30 日以内に様式第 10 による届出書に次に掲げる書類を添えて、水道事業者に提出しなければならない。
- 一 前項第 1 号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し
 - 二 前項第 2 号に掲げる事項の変更の場合には、様式第 2 による法第 25 条の 3 第 1 項第 3 号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記事項証明書
- (廃止等の届出)

第 35 条 法第 25 条の 7 の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から 30 日以内に、事業を再開したと

きは、当該再開の日から 10 日以内に、様式第 11 による届出書を水道事業者に提出しなければならない。

(事業の運営の基準)

第 36 条 法第 25 条の 8 に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次に掲げるものとする。

一 給水装置工事（第 13 条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、法第 25 条の 4 第 1 項の規定により選任した給水装置工事主任技術者のうちから、当該工事に関して法第 25 条の 4 第 3 項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。

二 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メータ一までの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

三 水道事業者の給水区域において前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ当該水道事業者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。

四 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施工技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

五 次に掲げる行為を行わないこと。

イ 令第 6 条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。

ロ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。

六 施行した給水装置工事（第 13 条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、第 1 号の規定により指名した給水装置工事主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から 3 年間保存すること。

イ 施主の氏名又は名称

ロ 施行の場所

ハ 施行完了年月日

ニ 給水装置工事主任技術者の氏名

ホ 竣工図

ヘ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項

ト 法第 25 条の 4 第 3 項第 3 号の確認の方法及びその結果

第 4 章 簡易専用水道

(管理基準)

第 55 条 法第 34 条の 2 第 1 項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 水槽の掃除を毎年 1 回以上定期に行うこと。

二 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

三 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

四 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(検査)

第 56 条 法第 34 条の 2 第 2 項の規定による検査は、毎年 1 回以上定期に行うものとする。

2 検査の方法その他必要な事項については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

○ 水質基準に関する省令

〔平成15年5月30日
厚生労働省令第101号〕

最終改正 令和2年3月25日厚生労働省令第38号

水道により供給される水は、次の表の左欄に掲げる事項につき厚生労働大臣が定める方法によって行う検査において、同表の右欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。

番号	項目	基 準
1	一般細菌	1mℓの検水で形成される集落数が100以下であること。
2	大腸菌	検出されないこと。
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/ℓ以下であること。
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/ℓ以下であること。
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/ℓ以下であること。
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/ℓ以下であること。
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/ℓ以下であること。
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/ℓ以下であること。
9	亜硝酸態窒素	0.04mg以下であること。
10	シアノ化物イオン及び塩化アン	シアノの量に関して、0.01mg/ℓ以下であること。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下であること。
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/ℓ以下であること。
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/ℓ以下であること。
14	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下であること。
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下であること。
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下であること。
17	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下であること。
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下であること。
19	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下であること。
20	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下であること。
21	塩素酸	0.6mg/ℓ以下であること。
22	クロロ酢酸	0.02mg/ℓ以下であること。
23	クロロホルム	0.06mg/ℓ以下であること。
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下であること。
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/ℓ以下であること。
26	臭素酸	0.01mg/ℓ以下であること。
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1mg/ℓ以下であること。

番号	項目	基 準
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下であること。
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/ℓ以下であること。
30	ブロモホルム	0.09mg/ℓ以下であること。
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/ℓ以下であること。
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/ℓ以下であること。
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/ℓ以下であること。
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/ℓ以下であること。
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/ℓ以下であること。
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/ℓ以下であること。
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/ℓ以下であること。
38	塩化物イオン	200mg/ℓ以下であること。
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/ℓ以下であること。
40	蒸発残留物	500mg/ℓ以下であること。
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/ℓ以下であること。
42	(4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジェオスミン)	0.00001mg/ℓ以下であること。
43	1,2,7,7-テトラメチルビシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボルネオール)	0.00001mg/ℓ以下であること。
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/ℓ以下であること。
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/ℓ以下であること。
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/ℓ以下であること。
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。
48	味	異常でないこと。
49	臭気	異常でないこと。
50	色度	5度以下であること。
51	濁度	2度以下であること。

○ 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令

平成9年3月19日
厚生省令 第14号

最終改正 令和2年3月25日厚生労働省令第38号

(耐圧に関する基準)

第1条 給水装置（最終の止水機構の流出側に設置されている給水用具を除く。以下この条において同じ。）は、次に掲げる耐圧のための性能を有するものでなければならない。

- 一 給水装置（次号に規定する加圧装置及び当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具並びに第3号に規定する熱交換器内における浴槽内の水等の加熱用の水路を除く。）は、厚生労働大臣が定める耐圧に関する試験（以下「耐圧性能試験」という。）により1.75メガパスカルの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。
- 二 加圧装置及び当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具（次に掲げる要件を満たす給水用具に設置されているものに限る。）は、耐圧性能試験により当該加圧装置の最大吐出圧力の静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。
 - イ 当該加圧装置を内蔵するものであること。
 - ロ 減圧弁が設置されているものであること。
 - ハ ロの減圧弁の下流側に当該加圧装置が設置されているものであること。
- ニ 当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具についてロの減圧弁を通さない水との接続がない構造のものであること。
- 三 熱交換器内における浴槽内の水等の加熱用の水路（次に掲げる要件を満たすものに限る。）については、接合箇所（溶接によるものを除く。）を有せず、耐圧性能試験により1.75メガパスカルの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。
 - イ 当該熱交換器が給湯及び浴槽内の水等の加熱に兼用する構造のものであること。
 - ロ 当該熱交換器の構造として給湯用の水路と浴槽内の水等の加熱用の水路が接触するものであること。
- 四 パッキンを水圧で圧縮することにより水密性を確保する構造の給水用具は、第1号に掲げる性能を有するとともに、耐圧性能試験により20キロパスカルの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。
- 2 給水装置の接合箇所は、水圧に対する充分な耐力を確保するためにその構造及び材質に応じた適切な接合が行われているものでなければならない。
- 3 家屋の主配管は、配管の経路について構造物の下の通過を避けること等により漏水時の修理を容易に行うことができるようしなければならない。

(浸出等に関する基準)

第2条 飲用に供する水を供給する給水装置は、厚生労働大臣が定める浸出に関する試験（以下「浸出性能試験」という。）により供試品（浸出性能試験に供される器具、その部品、又はその材料（金属以外のものに限る。）をいう。）について浸出させたとき、その浸出液は、別表第1の上欄に掲げる事項につき、水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具にあっては同表の中欄に掲げる基準に適合し、それ以外の給水装置にあっては同表の下欄に掲げる基準に適合しなければならない。

- 2 給水装置は、末端部が行き止まりとなっていること等により水が停滞する構造であってはならない。ただし、当該末端部に排水機構が設置されているものにあっては、この限りでない。
- 3 給水装置は、シアン、六価クロムその他水を汚染するおそれのある物を貯留し、又は取り扱う施設に近接して設置されていてはならない。
- 4 鉛油類、有機溶剤その他の油類が浸透するおそれのある場所に設置されている給水装置は、当該油類が浸透するおそれのない材質のもの又はさや管等により適切な防護のための措置が講じられているものでなければならない。

（水撃限界に関する基準）

第3条 水栓その他水撃作用（止水機構を急に閉止した際に管路内に生じる圧力の急激な変動作用をいう。）を生じるおそれのある給水用具は、厚生労働大臣が定める水撃限界に関する試験により当該給水用具内の流速を2メートル毎秒又は当該給水用具内の動水圧を0.15メガパスカルとする条件において給水用具の止水機構の急閉止（閉止する動作が自動的に行われる給水用具にあっては、自動閉止）をしたとき、その水撃作用により上昇する圧力が1.5メガパスカル以下である性能を有するものでなければならない。ただし、当該給水用具の上流側に近接してエアチャンバーその他の水撃防止器具を設置すること等により適切な水撃防止のための措置が講じられているものにあっては、この限りでない。

（防食に関する基準）

第4条 酸又はアルカリによって侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、酸又はアルカリに対する耐食性を有する材質のもの又は防食材で被覆すること等により適切な侵食の防止のための措置が講じられているものでなければならない。

- 2 漏えい電流により侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、非金属製の材質のもの又は絶縁材で被覆すること等により適切な電気防食のための措置が講じられているものでなければならない。

（逆流防止に関する基準）

第5条 水が逆流するおそれのある場所に設置されている給水装置は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

- 一 次に掲げる逆流を防止するための性能を有する給水用具が、水の逆流を防止することができる適切な位置（ニに掲げるものにあっては、水受け容器の越流面の上方150ミリメートル以上の位置）に設置されていること。

イ 減圧式逆流防止器は、厚生労働大臣が定める逆流防止に関する試験（以下「逆流防止性能試験」という。）により3キロパスカル及び1.5メガパスカルの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないとともに、厚生労働大臣が定める負圧破壊に関する試験（以下「負圧破壊性能試験」という。）により流入側からマイナス54キロパスカルの圧力を加えたとき、減圧式逆流防止器に接続した透明管内の水位の上昇が3ミリメートルを超えないこと。

ロ 逆止弁（減圧式逆流防止器を除く。）及び逆流防止装置を内部に備えた給水用具（ハにおいて「逆流防止給水用具」という。）は、逆流防止性能試験により3キロパスカル及び1.5メガパスカルの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

ハ 逆流防止給水用具のうち次の表の第1欄に掲げるものに対するロの規定の適用については、同欄に掲げる逆流防止給水用具の区分に応じ、同表の第2欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第3欄に掲げる字句とする。

逆流防止給水用具の区分	読み替えられる字句	読み替える字句
(1) 減圧弁	1.5メガパスカル	当該減圧弁の設定圧力
(2) 当該逆流防止装置の流出側に止水機構が設けられておらず、かつ、大気を開口されている逆流防止給水用具((3)及び(4)に規定するものを除く。)	3キロパスカル及び1.5メガパスカル	3キロパスカル
(3) 浴槽に直結し、かつ、自動給湯する給湯機及び給湯付きふろがま((4)に規定するものを除く。)	1.5メガパスカル	50キロパスカル
(4) 浴槽に直結し、かつ、自動給湯する給湯機及び給湯付きふろがまであって逆流防止装置の流出側に循環ポンプを有するもの	1.5メガパスカル	当該循環ポンプの最大吐出圧力又は50キロパスカルのいずれかの高い圧力

ニ バキュームブレーカは、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス54キロパスカルの圧力を加えたとき、バキュームブレーカに接続した透明管内の水位の上昇が75ミリメートルを超えないこと。

ホ 負圧破壊装置を内部に備えた給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス54キロパスカルの圧力を加えたとき、当該給水用具に接続した透明管内の水位の上昇が、バキュームブレーカを内部に備えた給水用具にあっては逆流防止機能が働く位置から水受け部の水面までの垂直距離の二分の一、バキュームブレーカ以外の負圧破壊装置を内部に備えた給水用具にあっては吸気口に接続している管と流入管の接続部分の最下端又は吸気口の最下端のうちいずれか低い点から水面までの垂直距離の2分の1を超えないこと。

へ 水受け部と吐水口が一体の構造であり、かつ、水受け部の越流面と吐水口の間が分離されていることにより水の逆流を防止する構造の給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス 54 キロパスカルの圧力を加えたとき、吐水口から水を引き込まないと。

二 吐水口を有する給水装置が、次に掲げる基準に適合すること。

イ 呼び径が 25 ミリメートル以下のものにあっては、別表第 2 の上欄に掲げる呼び径の区分に応じ、同表中欄に掲げる近接壁から吐水口の中心までの水平距離及び同表下欄に掲げる越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が確保されていること。

ロ 呼び径が 25 ミリメートルを超えるものにあっては、別表第 3 の上欄に掲げる区分に応じ、同表下欄に掲げる越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が確保されていること。

2 事業活動に伴い、水を汚染するおそれのある場所に給水する給水装置は、前項第 2 号に規定する垂直距離及び水平距離を確保し、当該場所の水管その他の設備と当該給水装置を分離すること等により、適切な逆流の防止のための措置が講じられているものでなければならない。

(耐寒に関する基準)

第 6 条 屋外で気温が著しく低下しやすい場所その他凍結のおそれのある場所に設置されている給水装置のうち減圧弁、逃し弁、逆止弁、空気弁及び電磁弁（給水用具の内部に備え付けられているものを除く。以下「弁類」という。）にあっては、厚生労働大臣が定める耐久に関する試験（以下「耐久性能試験」という。）により十万回の開閉操作を繰り返し、かつ、厚生労働大臣が定める耐寒に関する試験（以下「耐寒性能試験」という。）により零下 20 度プラスマイナス 2 度の温度で 1 時間保持した後通水したとき、それ以外の給水装置にあっては、耐寒性能試験により零下 20 度プラスマイナス 2 度の温度で 1 時間保持した後通水したとき、当該給水装置に係る第 1 条第 1 項に規定する性能、第 3 条に規定する性能及び前条第 1 項第 1 号に規定する性能を有するものでなければならない。ただし、断熱材で被覆すること等により適切な凍結の防止のための措置が講じられているものにあっては、この限りでない。

(耐久に関する基準)

第 7 条 弁類（前条本文に規定するものを除く。）は、耐久性能試験により 10 万回の開閉操作を繰り返した後、当該給水装置に係る第 1 条第 1 項に規定する性能、第 3 条に規定する性能及び第 5 条第 1 項第 1 号に規定する性能を有するものでなければならない。

○ 建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を定める件

〔昭和50年12月20日
建設省告示第1597号〕

最終改正 平成22年3月29日国土交通省告示第243号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の2の5〔現行=129条の2の4=令和元年6月政令30号により改正〕第2項第6号及び第3項第5号の規定に基づき、建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための構造方法を次のように定める。

第1 飲料水の配管設備の構造は、次に定めるところによらなければならない。

1 給水管

イ ウォーターハンマーが生ずるおそれがある場合においては、エアチャンバーを設ける等有効なウォーターハンマー防止のための措置を講ずること。

ロ 給水立て主管からの各階への分岐管等主要な分岐管には、分岐点に近接した部分で、かつ、操作を容易に行うことができる部分に止水弁を設けること。

2 給水タンク及び貯水タンク

イ 建築物の内部、屋上又は最下階の床下に設ける場合においては、次に定めるところによること。

(1) 外部から給水タンク又は貯水タンク（以下「給水タンク等」という。）の天井、底又は周壁の保守点検を容易かつ安全に行うことができるよう設けること。

(2) 給水タンク等の天井、底又は周壁は、建築物の他の部分と兼用しないこと。

(3) 内部には、飲料水の配管設備以外の配管設備を設けないこと。

(4) 内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる位置に、次に定める構造としたマンホールを設けること。ただし、給水タンク等の天井がふたを兼ねる場合においては、この限りでない。

(い) 内部が常時加圧される構造の給水タンク等（以下「圧力タンク等」という。）に設ける場合を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らないように有効に立ち上げること。

(ろ) 直径60センチメートル以上の円が内接することができるものとすること。ただし、外部から内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる小規模な給水タンク等にあっては、この限りでない。

(5) (4)のほか、水抜管を設ける等内部の保守点検を容易に行うことができる構造とすること。

- (6) 圧力タンク等を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造のオーバーフロー管を有効に設けること。
- (7) 最下階の床下その他浸水によりオーバーフロー管から水が逆流するおそれのある場所に給水タンク等を設置する場合にあっては、浸水を容易に覚知することができるよう浸水を検知し警報する装置の設置その他の措置を講ずること。
- (8) 圧力タンク等を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造の通気のための装置を有効に設けること。ただし、有効容量が 2 立方メートル未満の給水タンク等については、この限りでない。
- (9) 給水タンク等の上にポンプ、ボイラ、空気調和機等の機器を設ける場合においては、飲料水を汚染することのないように衛生上必要な措置を講ずること。
- ロ イの場所以外の場所に設ける場合においては、次に定めるところによること。
- (1) 給水タンク等の底が地盤面下にあり、かつ、当該給水タンク等からくみ取便所の便槽、し尿浄化槽、排水管（給水タンク等の水抜管又はオーバーフロー管に接続する排水管を除く。）、ガソリンタンクその他衛生上有害な物の貯溜又は処理に供する施設までの水平距離が 5 メートル未満である場合においては、イの（1）及び（3）から（8）までに定めるところによること。
- (2) (1) の場合以外の場合においては、イの（3）から（8）までに定めるところによること。

第2 省略

第3 適用の特例

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）別表第 1 (い) 欄に掲げる用途以外の用途に供する建築物で、階数が 2 以下で、かつ、延べ面積が 500 平方メートル以下のものに設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備については、第 1（第 1 号ロを除く。）並びに第 2 第 3 号イ及び第 4 号の規定は、適用しない。ただし、2 以上の建築物（延べ面積の合計が 500 平方メートル以下である場合を除く。）に対して飲料水を供給するための給水タンク等又は有効容量が 5 立方メートルを超える給水タンク等については、第 1 第 2 号の規定の適用があるものとする。

○ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律

(抄)

〔昭和45年4月14日
法律 第20号〕
最終改正 令和4年6月17日号外法律第68号

第一章 総則

(目的)

第1条 この法律は、多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理に関し環境衛生上必要な事項等を定めることにより、その建築物における衛生的な環境の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「特定建築物」とは、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、共同住宅等の用に供される相当程度の規模を有する建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に掲げる建築物をいう。以下同じ。）で、多数の者が使用し、又は利用し、かつ、その維持管理について環境衛生上特に配慮が必要なものとして政令で定めるものをいう。

2 前項の政令においては、建築物の用途、延べ面積等により特定建築物を定めるものとする。

(保健所の業務)

第3条 保健所は、この法律の施行に関し、次の業務を行なうものとする。

- 一 多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理について、環境衛生上の正しい知識の普及を図ること。
- 二 多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理について、環境衛生上の相談に応じ、及び環境衛生上必要な指導を行なうこと。

第2章 特定建築物等の維持管理

(建築物環境衛生管理基準)

第4条 特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するものは、政令で定める基準（以下「建築物環境衛生管理基準」という。）に従って当該特定建築物の維持管理をしなければならない。

- 2 建築物環境衛生管理基準は、空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、昆虫等の防除その他環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置について定めるものとする。
- 3 特定建築物以外の建築物で多数の者が使用し、又は利用するものの所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するものは、建築物環境衛生管理基準に従って当該建築物の維持管理をするように努めなければならない。

(特定建築物についての届出)

第5条 特定建築物の所有者（所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者）（以下「特定建築物所有者等」という。）は、当該特定建築物が使用されるに至ったときは、その日から1箇月以内に、厚生労働省令の定めるところにより、当該特定建築物の所在場所、用途、延べ面積及び構造設備の概要、建築物環境衛生管理技術者の氏名その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下この章並びに第13条第2項及び第3項において同じ。）に届け出なければならない。

- 2 前項の規定は、現に使用されている建築物が、第2条第1項の政令を改正する政令の施行に伴い、又は用途の変更、増築による延べ面積の増加等により、新たに特定建築物に該当することとなった場合について準用する。この場合において、前項中「当該特定建築物が使用されるに至ったとき」とあるのは、「建築物が特定建築物に該当することとなったとき」と読み替えるものとする。
- 3 特定建築物所有者等は、前2項の規定による届出事項に変更があったとき、又は当該特定建築物が用途の変更等により特定建築物に該当しないこととなったときは、その日から1箇月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(建築物環境衛生管理技術者の選任)

第6条 特定建築物所有者等は、当該特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行なわれるよう監督をさせるため、厚生労働省令の定めるところにより、建築物環境衛生管理技術者免状を有する者のうちから建築物環境衛生管理技術者を選任しなければならない。

- 2 建築物環境衛生管理技術者は、当該特定建築物の維持管理が建築物環境衛生管理基準に従つて行なわれるようにするため必要があると認めるときは、当該特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するものに対し、意見を述べができる。この場合においては、当該権原を有する者は、その意見を尊重しなければならない。

○ 刈谷市水道給水条例

〔平成9年12月22日
条例第44号〕

最終改正 令和5年3月23日条例第9号

刈谷市水道給水条例（昭和34年条例第21号）の全部を改正する。

目 次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 給水装置の工事及び費用（第5条—第11条）
- 第3章 給水（第12条—第21条）
- 第4章 料金及び手数料（第22条—第31条2）
- 第5章 管理（第32条—第35条）
- 第6章 貯水槽水道（第36条・第37条）
- 第7章 雜則（第38条）
- 第8章 罰則（第39条・第40条）

附 則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、刈谷市水道事業の給水についての料金、給水装置工事の費用負担その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

（給水区域）

第2条 刈谷市水道事業の給水区域は、刈谷市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第40号）第2条第2項に規定する区域とする。

（給水装置の定義）

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために管理者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

第4条 給水装置は、次の3種とする。

- （1） 専用給水装置 1戸又は1箇所で専用するもの
- （2） 共用給水装置 2戸又は2箇所以上で共用するもの
- （3） 私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

第5条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）

第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の申込みに当たり、他に利害関係人があるときは、その同意書を添えなければならない。

ただし、管理者が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(新設等の費用負担)

第6条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事完了後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により管理者が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第8条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第9条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費

(4) 道路復旧費

(5) 工事監督費

(6) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に管理者が定める。

(工事費の前納)

第10条 管理者に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事完了後に精算する。

(給水装置の変更等の工事)

第11条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第12条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情又は法令若しくはこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、市は、その責を負わない。

(給水契約の申込み)

第13条 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第14条 給水装置の所有者は、管理者において必要があると認めたときは、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならぬ。

(管理人の選定)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

(1) 給水装置を共有する者

(2) 給水装置を共用する者

(3) その他管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第 16 条 給水量は、市の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターは給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。

(メーターの貸与)

第 17 条 メーターは、管理者が設置して、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に保管させる。

2 水道使用者等は、適切にメーターを管理しなければならない。

3 水道使用者等が前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又は毀損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第 18 条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

(1) 水道の使用を中止するとき。

(2) 用途を変更するとき。

(3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

(1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。

(2) 給水装置の所有者に変更があったとき。

(3) 消防用として水道を使用したとき。

(4) 代理人及び管理人に変更があったとき。

(5) 給水装置を共用する者に変更があったとき。

(私設消火栓の使用)

第 19 条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、管理者の指定する市職員の立会いを要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

第 20 条 水道使用者等は、水が汚染し又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

3 第 1 項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第 21 条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があつたときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金

(料金の支払義務)

第22条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道使用者等から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。
(料金)

第23条 料金は、基本料金及び水量料金の合計額とする。

2 前項の基本料金及び水量料金は、別表第1により算定するものとする。ただし、給水装置を共用する者が使用するものの基本料金及び水量料金については、別表第2により算定するものとする。

3 前項の規定により算定した基本料金及び水量料金の合計額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(水量料金の算定)

第24条 水量料金は、2月ごとにメーターの点検を行い、当該期間中の使用水量を2で除して得た値を当該点検の日の属する月の前月分及び前々月分の使用水量とみなして算定する。ただし、管理者が必要があると認めた場合は、随時点検し、水量料金を算定することができる。

(使用水量及び用途の認定)

第25条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。
- (3) 使用水量が不明のとき。

(特別な場合における料金の算定)

第26条 月の中途において水道の使用を開始し、又は中止した場合の基本料金は、使用日数が15日未満のときは所定の2分の1とする。

2 月の中途においてメーターの口径又は用途に変更があった場合は、その月の基本料金又は水量料金は、変更前の料率を適用する。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第27条 工事その他の理由により一時的に水道を使用しようとする者は、水道の使用の申込みの際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用を中止したとき精算する。

(料金の徴収方法)

第28条 料金は、点検時の水量料金及び水量料金の属する月分の基本料金を合わせて2月ごとに徴収する。ただし、随時点検により算定した料金にあっては、随時徴収することができる。

2 前項の料金は、水道料金納入通知書により徴収する。

(督促)

第 29 条 支払義務者が納入期限までに料金を完納しない場合は、納入期限後 20 日以内に督促状を発する。

2 前項の督促状に指定する納入期限は、その発した日から 15 日以内とする。

(延滞金)

第 30 条 前条第 1 項の規定により督促状を発したときは、納入期限の翌日から料金完納の前日までの日数に応じ、料金の額（100 円未満の端数があるときは、100 円未満の金額を切り捨てる。）に対して、年 10.95 パーセントの割合で計算した金額に相当する延滞金を徴収する。

2 延滞金の金額に 10 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(料金等の軽減又は免除)

第 31 条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納入しなければならない料金その他の費用を軽減し、又は免除することができる。

(手数料)

第 31 条の 2 手数料は、法第 16 条の 2 第 1 項の指定（法第 25 条の 3 の 2 第 1 項の更新を含む。）を受けようとする者から、申請の際に徴収する。

2 手数料は、1 件につき 1 万円とする。

3 既納の手数料は、還付しない。

第 5 章 管理

(給水装置の検査等)

第 32 条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第 33 条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）第 6 条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施工した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第 34 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の継

続する間、給水を停止することができる。

- (2) 第9条の工事費、第20条第2項の修繕費又は第23条の料金を納入期限内に納入しないとき。
- (2) 正当な理由がなくて第24条の点検又は第32条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第35条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めたとき。

第6章 貯水槽水道

(管理者の責務)

第36条 管理者は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第37条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、管理者の定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 雜則

(委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

第8章 罰則

第39条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなくて、第16条第2項のメーターの設置、第24条の点検、第32条の検

査又は第34条の給水の停止を拒み、又は妨げた者

(3) 第20条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者

(4) 第23条の料金の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

第40条 市長は、詐欺その他不正の行為によって第23条の料金の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の刈谷市水道給水条例（以下「新条例」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して供給している水道の使用に係る料金については、新条例の規定により供給している水道の使用に係る料金とみなす。

3 施行日前に改正前の刈谷市水道給水条例の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、新条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

4 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月30日条例第8号）

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月21日条例第41号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。（後略）

附 則（平成14年12月25日条例第43号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日条例第9号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 第2条の規定による改正後の刈谷市水道給水条例第23条、別表第1及び別表第2の規定は、平成26年6月1日以後に算定した基本料金及び水量料金から適用し、同日前に算定した基本料金及び水量料金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月30日条例第20号）

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の刈谷市水道給水条例別表第1及び別表第2の規定は、令和元年12月1日以後に算定した基本料金及び水量料金から適用し、同日前に算定した基本料金及び水量料金については、なお従前の例による。

別表第1（第23条関係）

基本料金表

（1月につき）

メータ一口径	金額
13 ミリメートル	539 円
20 "	836 円
25 "	1,815 円
40 "	7,282 円
50 "	11,220 円
75 "	27,104 円
100 "	46,167 円
125 "	72,259 円
150 "	99,088 円

水量料金表

(1月につき)

区分 用途	10 立方メートルまで 1 立方メートルにつき	10 立方メートルを超えて、20 立方メートルまで 1 立方メートルにつき	20 立方メートルを超えて、40 立方メートルまで 1 立方メートルにつき	40 立方メートルを超えて、60 立方メートルまで 1 立方メートルにつき	60 立方メートルを超えるものの 1 立方メートルにつき
一般用(公衆浴場用、臨時用以外のもの)	60 円 50 銭	88 円	126 円 50 銭	170 円 50 銭	192 円 50 銭
公衆浴場用(特殊公衆浴場を除く。)	1 立方メートルにつき 77 円				
臨時用(工事その他臨時に使用するもの)	1 立方メートルにつき 341 円				

別表第 2 (第 23 条関係)

区分	基本料金 (1月につき)	水量料金 (1月につき)
(1) 集合住宅等で各入居者が単独に水を使用する設備を有する場合において、管理者が各戸点検を行うとき。	各入居者ごとに別表第 1 に規定する基本料金表を適用して算定した額	各入居者ごとに別表第 1 に規定する水量料金表を適用して算定した額
(2) (1)以外のとき。	539 円に戸数を乗じて得た額	使用水量を各戸均等とみなして別表第 1 に規定する水量料金表を適用して算定した額

○ 刈谷市水道給水条例施行規程

〔昭和51年4月1日
水道事業管理規程第1号〕

最終改正 令和3年3月25日水管規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、刈谷市水道給水条例（平成9年条例第44号。以下「条例」という。）第38条の規定に基づき条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(工事の申込書)

第2条 条例第5条に規定する工事の申込みについては、給水装置工事申込書（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。

(工事の着手及び完了届)

第3条 指定給水装置工事事業者は、工事に着手し、又は工事が完了したときは、直ちに給水装置工事着手・完了届（様式第2号）を管理者に提出しなければならない。

(工事費の納入通知及び納入方法)

第4条 工事費の額の通知は、刈谷市水道事業会計規程（昭和44年水道事業管理規程第1号。以下「会計規程」という。）第87条第16号に規定する納入通知書により行い、納入義務者は、会計規程第5条第2項に規定する出納取扱金融機関等に納入するものとする。

(給水契約の申込み)

第5条 条例第13条に規定する申込みは、水道給水・下水道使用開始申込書（様式第3号）による。

(給水装置の所有者の代理人届)

第6条 条例第14条に規定する代理人を置いたときは、給水装置所有者代理人届（様式第4号）を管理者に提出しなければならない。

(管理人の選定届)

第7条 条例第15条第1項に規定する届出は、管理人選定届（様式第5号）による。

(給水装置の使用中止、変更等の届出)

第8条 条例第18条に規定する届出の様式については、次に掲げるとおりとする。

(1) 水道の使用を中止するとき。

　　水道給水・下水道使用中止申込書（様式第6号）

(2) 用途を変更するとき。

　　用途変更届（様式第7号）

(3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

　　私設消火栓使用届（様式第8号）

(4) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。

給水装置使用者変更届（様式第9号）

(5) 給水装置の所有者に変更があったとき。

給水装置所有者変更届（様式第10号）

(6) 消防用として水道を使用したとき。

給水装置消火使用届（様式第11号）

(7) 代理人及び管理人に変更があったとき。

代理人・管理人変更届（様式第12号）

(8) 給水装置を共用する者に変更があったとき。

給水装置共用者変更届（様式第13号）

(水道料金の通知及び徴収)

第9条 水道料金の額の通知は、会計規程第87条第15号に規定する水道料金納入通知書により
行い、徴収の方法は、集金、納付及び口座振替によるものとする。

(料金の増減)

第10条 料金納入後その料金に増減が生じたときは、次回徴収の料金で調整する。

(料金の督促)

第11条 条例第29条第1項の規定による督促は、督促状（様式第14号）によるものとする。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第12条 条例第37条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の
状況に関する検査は、次に定めるところによる。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を
講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めた
ときは、水質基準に関する省令（平成4年厚生省令第69号）の表の上欄に掲げる事項のうち
必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、
かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の
設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する
水質の検査を行うこと。

(標章)

第13条 管理者は、給水を受ける家屋には、標章（様式第15号）を掲示するものとする。

(身分証明書)

第14条 給水装置の検査、水道メーターの点検及び水道料金の集金等に従事する企業職員は、身

分証明書（様式第16号）を携帯しなければならない。

- 2 前項に規定する身分証明書を紛失し、又は損傷したときは、直ちに管理者にその旨を届け出なければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年4月1日水管規程第2号）

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の刈谷市水道給水条例施行規程第10条の規定による基本料金については昭和56年6月分から、水量料金については昭和56年6月1日以後に点検したものから適用し、昭和56年5月分までの基本料金及び昭和56年5月31日までの点検に係る水量料金については、なお従前の例による。

- 3 昭和56年6月1日から昭和56年6月30日までの点検に係る水量料金に限り、改正後の刈谷市水道給水条例の規定による水量料金表を適用して算定した額から改正前の刈谷市水道給水条例の規定による従量料金表を適用して算定した額を差し引いて得た差額の2分の1の額を減額するものとする。

附 則（昭和58年4月1日水管規程第1号抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年12月23日水管規程第3号）

この規程は、昭和64年4月1日から施行する。

附 則（平成元年4月1日水管規程第2号）

この規程は、平成元年8月1日から施行する。

附 則（平成2年4月1日水管規程第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年12月24日水管規程第5号）

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年4月1日水管規程第3号）

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行前に、改正前の刈谷市水道給水条例施行規程の規定によつてした手続その他の行為は、改正後の刈谷市水道給水条例施行規程の相当規定によつてしたものとみなす。

附 則（平成11年4月1日水管規程第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 14 年 12 月 25 日水管規程第 2 号）

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 24 日水管規程第 2 号）

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日水管規程第 2 号）

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 2 月 19 日水管規程第 1 号）

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 12 月 25 日水管規程第 5 号）

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 28 日水管規程第 1 号）

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 26 日水管規程第 2 号）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 25 日水管規程第 2 号）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

○ 刈谷市水道工事分担金徴収条例

〔昭和47年4月1日
条例第12号〕

最終改正 令和元年9月30日条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、本市水道事業の配水管布設の費用に充てるため、水道法（昭和32年法律第177号）第14条第1項の規定に基づき配水管布設工事分担金（以下「分担金」という。）の徴収について必要な事項を定めるものとする。

(分担金)

第2条 分担金は、口径分担金及び配水管布設分担金とする。

2 口径分担金は、次に掲げる工事の申込者から徴収する。

(1) 給水装置の新設

(2) 水道メーターの口径が増径となる既設給水装置の改造

3 配水管布設分担金は、次に掲げる工事の申込者から徴収する。

(1) 前項第1号に該当するもののうち、一般家庭用に供するもので、布設延長が50メートルを超える配水管の布設

(2) 前項第1号に該当するもので、一般家庭用以外に供するための配水管の布設

(3) 宅地分譲の用に供する配水管の布設

(4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号及び第2号に規定する建築物を分譲又は賃貸借の用に供するための配水管の布設

(5) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項及び第2項の規定による土地区画整理事業の施行に伴う配水管の布設

(6) 前4号に該当するもので、既設配水管の口径の増径を必要とする配水管の布設

(分担金の額)

第3条 分担金の額は、口径分担金については、口径分担金表に掲げる額とし、配水管布設分担金については、配水管布設分担金表に掲げるとおりとする。

口径分担金表

区分	分担金の額	
第2条第2項第1号に該当するもの	口径	水道メーター1個につき
	13mm	64,900円
	20	99,000
	25	178,200
	40	547,800
	50	957,000
	75	2,679,600
	100	5,296,500
	125mm以上	管理者が定める額
第2条第2項第2号に該当するもの	新水道メーターの口径分担金から旧水道メーターの口径分担金を差し引いた額	

配水管布設分担金表

区分	分担金の額
第2条第3項第1号に該当するもの	布設総延長から50メートルを差し引いた配水管の延長に係る布設工事費に相当する額
第2条第3項第2号から第6号までに該当するもの	配水管布設工事費の総経費に相当する額

(徴収の時期)

第4条 分担金は、水道工事着手前に徴収する。

(分担金の減免)

第5条 区画整理事業又は国及び地方公共団体の行う事業に起因して家屋等を移転又は改造する場合で、既設の給水装置を廃止し、新たに給水工事の申込みをするときは、既設の水道メーターの口径に相当する分担金の額を減額するものとする。

2 刈谷市水道給水条例（平成9年条例第44号）に規定する私設消火栓を設置する場合は、口径分担金を免除するものとする。

(分担金の還付)

第6条 給水工事がやむを得ない理由により配水管布設工事着手前に変更又は中止に至ったときは、これに相当する分担金を還付するものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和 47 年 4 月 11 日から施行する。

(経過措置)

2 昭和 47 年 4 月 10 日までに受理した水道工事の申込みは、なお従前の例による。

附 則（昭和 49 年 4 月 1 日条例第 14 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 51 年 4 月 1 日条例第 11 号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 3 条の改正規定は、昭和 51 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 昭和 51 年 4 月 30 日までに工事の申込みがなされているものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和 53 年 4 月 1 日条例第 10 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年 4 月 1 日条例第 22 号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の刈谷市水道工事分担金徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後に申込みがなされた工事に係る分担金から適用し、同日前に申込みがなされた工事に係る分担金については、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 4 月 1 日条例第 22 号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の刈谷市水道工事分担金徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後に申込みがなされた工事に係る分担金から適用し、同日前に申込みがなされた工事に係る分担金については、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 12 月 22 日条例第 43 号）

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 26 日条例第 9 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の刈谷市水道工事分担金徴収条例の規定は、この条例の日以後に申込みがなされた工事に係る分担金から適用し、同日前に申込みがなされた工事に係る分担金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月30日条例第17号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の刈谷市水道工事分担金徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後に申込みがなされた工事に係る分担金から適用し、同日前に申込みがなされた工事に係る分担金については、なお従前の例による。

○ 刈谷市水道工事分担金徴収規程

〔昭和49年4月1日〕
〔水道事業管理規程第5号〕

最終改正 令和2年3月26日水管規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、刈谷市水道工事分担金徴収条例（昭和47年条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(総経費)

第2条 条例第3条に規定する総経費の算出基準は、次のとおりとする。

- (1) 条例第2条第3項第2号から第4号まで及び第6号に該当する工事は、設計金額（工事価格に100分の110を乗じて得た額をいう。以下同じ。）及び次条に定める事務費の合計額とする。ただし、事務費については管理者が特に認めたときは含めないことができる。
- (2) 条例第2条第3項第5号に該当する工事は、管理者が定めた配水管布設計画に基づく設計金額の100分の30とする。ただし、管理者が特に認めたときはこの率によらないことができる。

(事務費)

第3条 事務費の基準は、次のとおりとする。

区分（設計金額）	事務費
100万円以下	設計金額の11パーセント相当額
100万円を超え500万円まで	〃 10 〃
500万円を超え1,000万円まで	〃 9 〃
1,000万円を超えるもの	〃 8 〃
国、地方公共団体等の施行によるもの	各区分の2分の1相当額

(分担金の減免及び還付の手続)

第4条 条例第5条及び第6条の規定により、分担金の減額、免除又は還付を受けようとする者は、分担金減額・免除・還付申請書（別記様式）を管理者に提出しなければならない。

(分担金の通知及び納入方法)

第5条 分担金の額の通知は、刈谷市水道事業会計規程（昭和44年水道事業管理規程第1号。以下「会計規程」という。）第87条第16号に規定する納入通知書の発行をもってこれに替え、納

入義務者は会計規程第5条第3項に規定する出納取扱金融機関等に納入するものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年4月1日水管規程第2号）

この規程は、昭和51年5月1日から施行する。

附 則（昭和53年4月1日水管規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年4月1日水管規程第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年4月1日水管規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月26日水管規程第2号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月30日水管規程第4号）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日水管規程第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

別記様式

（第4条関係）省略

○ 刈谷市水道指定給水装置工事事業者規程

〔平成9年12月22日
水道事業管理規程第4号〕

最終改正 令和元年9月30日水管規程第5号

刈谷市水道給水工事指定工事店規程（昭和58年水道事業管理規程第1号）の全部を改正する。

目 次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 指定給水装置工事事業者の指定等（第4条—第11条）
- 第3章 給水装置工事主任技術者（第12条・第13条）
- 第4章 指定給水装置工事事業者の義務（第14条—第18条）
- 第5章 雜則（第19条）

附 則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、刈谷市水道給水条例（平成9年条例第44号。以下「給水条例」という。）第7条の規定に基づき、刈谷市水道指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）について必要な事項を定め、もって給水装置工事の適正な施行を確保することを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この規程において「法」とは、水道法（昭和32年法律第177号）をいう。
- 2 この規程において「政令」とは、水道法施行令（昭和32年政令第336号）をいう。
 - 3 この規程において「施行規則」とは、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）をいう。
 - 4 この規程において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために管理者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
 - 5 この規程において「給水装置工事」とは、給水装置の新設、改造、修繕（施行規則第13条で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去の工事をいう。
 - 6 この規程において「主任技術者」とは、給水装置工事主任技術者をいう。

(業務処理の原則)

第3条 指定工事業者は、法、政令、施行規則、給水条例、刈谷市水道給水条例施行規程（昭和51年水道事業管理規程第1号）及びこの規程並びにこれらの規定に基づく管理者の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。

第2章 指定給水装置工事事業者の指定等

(指定の申請)

第4条 法第16条の2第1項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

2 指定工事業者として指定を受けようとする者は、施行規則に定められた様式第1による申請書に次に掲げる事項を記載し、管理者に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の氏名
- (2) 給水条例第2条に定める給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所（以下「事業所」という。）の名称及び所在地並びに第13条第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号
- (3) 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- (4) 事業の範囲

3 前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。

- (1) 次条第1項第3号のアからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

(2) 法人にあっては定款及び登記簿の謄本、個人にあってはその住民票の写し

4 前項第1号に規定する書類は、施行規則に定められた様式第2によるものとする。

(指定の基準)

第5条 管理者は、前条第1項の指定の申請をした者が次のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

- (1) 事業所ごとに第13条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

(2) 次に定める機械器具を有すること。

- ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
- イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
- ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
- エ 水圧テストポンプ

- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として施行規則で定めるもの

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

エ 第9条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由

がある者

カ 法人であって、その役員のうちにアからオまでのいづれかに該当する者がある者
(指定の更新)

第6条 第4条第1項の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項並びに次条第2項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前2条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。

(指定工事業者証の交付)

第7条 管理者は、第4条第1項の指定（前条第1項の更新を含む。）を行ったときは、速やかに指定工事業者に刈谷市水道指定給水装置工事事業者証（別記様式。以下「指定工事業者証」という。）を交付する。

2 指定工事業者は、指定の有効期間が満了したとき、事業の廃止を届け出たとき、又は第9条の指定の取消しを受けたときは、指定工事業者証を管理者に返納するものとする。

3 指定工事業者は、事業の休止を届け出たとき、又は第10条の指定の停止を受けたときは、指定工事業者証を管理者に提出するものとする。

4 指定工事業者は、指定工事業者証を汚損し、又は紛失したときは、再交付を申請することができる。

(変更等の届出)

第8条 指定工事業者は、次の各号のいづれかに掲げる事項に変更のあったとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、次項に定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 法人にあっては、役員の氏名
- (4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、変更のあった日から30日以内に施行規則に定められた様式第10による届出書に次の書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- (1) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款及び登記簿の謄本、個人にあっては住民票の写し
- (2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、施行規則に定められている様式第2によ

る第5条第3号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記簿の謄本

3 第1項により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは当該廃止又は休止の日から30日以内に、また事業を再開したときは当該再開の日から10日以内に、施行規則に定められた様式第11による届出書を管理者に提出しなければならない。

(指定の取消し)

第9条 管理者は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の指定を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により第4条第1項の指定を受けたとき。
- (2) 第5条各号に適合しなくなったとき。
- (3) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 第13条各項の規定に違反したとき。
- (5) 第14条に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (6) 第17条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- (7) 第18条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (8) その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれがあるとき。

(指定の停止)

第10条 前条各号に該当する場合において、指定工事業者にしん酌すべき特段の事情があるときは、管理者は、指定の取消しに替えて、6月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。

(指定等の公示)

第11条 次の各号に該当するときは、その都度公示する。

- (1) 第5条の規定により指定工事業者を指定したとき。
- (2) 第8条の規定により指定工事業者から給水装置工事の事業の廃止、休止又は再開の届出があったとき。
- (3) 第9条の規定により指定工事業者の指定を取り消したとき。
- (4) 第10条の規定により指定工事業者の指定を停止したとき。

第3章 給水装置工事主任技術者

(主任技術者の職務等)

第12条 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理

- (2) 納水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
 - (3) 納水装置工事に係る納水装置の構造及び材質が政令第6条に定める基準に適合していることの確認
 - (4) 納水装置工事に関し、管理者と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。
 - ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
 - イ 第14条第2号に掲げる工事に係る工法、工期その他の納水装置工事上の条件に関する連絡調整
 - ウ 納水装置工事を完了した旨の連絡
- 2 納水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならぬ。
- (主任技術者の選任等)
- 第13条 指定工事業者は、第4条第1項の指定を受けた日から14日以内に、事業所ごとに主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。
- 2 指定工事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から14日以内に新たに主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。
 - 3 指定工事業者は、主任技術者を選任し、又は解任したときは、施行規則に定められた様式第3による届出書により、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。
 - 4 指定工事業者は、主任技術者の選任を行うに当たっては、一の事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の主任技術者が当該2以上の事業所の主任技術者となつてもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

第4章 指定給水装置工事事業者の義務

(事業の運営に関する基準)

- 第14条 指定工事業者は、次に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。
- (1) 納水装置工事ごとに前条第1項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して第12条第1項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
 - (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メータまで工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。
 - (3) 前号に掲げる工事を施工するときは、あらかじめ管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施工すること。

(4) 主任技術者その他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

(5) 次に掲げる行為を行わないこと。

ア 政令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。

イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。

(6) 施行した給水装置工事ごとに、第1号の規定により指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。

ア 施主の氏名又は名称

イ 施行の場所

ウ 工事完了年月日

エ 主任技術者の氏名

オ 完了図

カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項

キ 第12条第1項第3号の確認の方法及びその結果

(設計審査)

第15条 指定工事業者は、給水条例第7条第2項に規定する設計審査を受けるため、設計審査に係る設計図を管理者に提出しなければならない。

(工事検査)

第16条 指定工事業者は、給水条例第7条第2項に規定する給水装置工事検査を受けるため、工事完了後速やかに管理者に申出しなければならない。

2 指定工事業者は、検査の結果手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて管理者の検査を受けなければならない。

(主任技術者の立会い)

第17条 管理者は、指定工事業者が施行した給水装置に関し、法第17条の給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定工事業者に対し、当該工事に関し第14条第1号により指名された主任技術者又は当該工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。

(報告又は資料の提出)

第18条 管理者は、指定工事業者が施行した給水装置工事に関し、当該指定工事業者に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

第5章 雜則

(委任)

第19条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正前の刈谷市水道給水工事指定工事店規程（以下「旧規程」という。）により指定を受けている刈谷市水道給水工事指定工事店（以下「指定工事店」という。）は、給水条例第7条第1項の適用については、平成10年4月1日から90日間（次項の規定による届出があったときは、その届出があった時までの間）は、給水条例第7条第1項の指定を受けた者とみなす。

2 指定工事店が、平成10年4月1日から90日以内に、次に定める事項を管理者に届け出たときは、給水条例第7条第1項の指定を受けた者とみなす。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 法人にあっては、役員の氏名
- (3) 事業の範囲
- (4) 事業所の名称及び所在地

3 前項の届出は、民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律附則第2条第2項の届出に関する省令（平成9年厚生省令第60号）により定められた別記様式による届出書を提出して行うものとする。

4 前項の届出書には、法人にあっては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本を、個人にあってはその住民票の写し又は外国人登録証明書の写しを添えなければならない。

5 第2項の届出を行う指定工事店は、届出と同時に旧規程に基づく認可証及び標示板を管理者に返納しなければならない。

6 管理者は、第2項の届出の受理後、速やかに改正後の刈谷市水道指定給水装置工事事業者規程（以下「新規程」という。）第6条に定める指定工事業者証を交付する。

7 第2項の規定により、給水条例第7条第1項の指定を受けた者とみなされた者についての新規程第8条の規定の適用については、平成10年4月1日から1年間は、同条中「次の各号」とあるのは「第1号から第3号まで又は第5号から第8号まで」と、同条第2号中「第5条各号」とあるのは「第5条第2号又は第3号」とする。

8 第2項の規定により、給水条例第7条第1項の指定を受けた者とみなされた者について、新規程第13条を適用する場合においては、平成11年3月31日までの間、同条第1号、第4号及び第6号中「主任技術者」とあるのは「主任技術者又は旧規程による責任技術者の資格を有する者」とする。

第3条 平成10年3月31日において次の各号のいずれかに該当する者は、給水装置工事主任技術者試験及び水道法施行規則の一部を改正する省令（平成8年厚生省令第69号）附則第2条第1項に定める経過措置の適用並びに前条第8項に定める経過措置の適用に当たり、旧規程による責任技術者の資格を有する者に当たるとみなす。

- (1) 旧規程に基づく責任技術者としての登録を受けている者
- (2) 旧規程に規定する責任技術者としての登録資格を有し、登録可能期間が満了していない者
- (3) その他管理者が前号の者に該当すると認める者

附 則（平成 12 年 3 月 30 日水管規程第 1 号）

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 27 日水管規程第 1 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 5 月 25 日水管規程第 3 号）

この規程は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 30 日水管規程第 5 号）

（施行期日）

1 この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現に刈谷市水道指定給水装置工事事業者である者のこの規程の施行の日後の最初の改正後の刈谷市水道指定給水装置工事事業者規程第 6 条第 1 項の更新については、同項中「5 年ごと」とあるのは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める字句とする。

(1) 第 4 条第 1 項の指定を受けた日（以下「指定を受けた日」という。）が平成 10 年 4 月 1 日から平成 11 年 3 月 31 日までの間である者（附則第 2 条第 2 項の規定により指定を受けた者とみなされた者を含む。） 令和 2 年 9 月 29 日まで

(2) 指定を受けた日が平成 11 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日までの間である者 令和 3 年 9 月 29 日まで

(3) 指定を受けた日が平成 15 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの間である者 令和 4 年 9 月 29 日まで

(4) 指定を受けた日が平成 19 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間である者 令和 5 年 9 月 29 日まで

(5) 指定を受けた日が平成 25 年 4 月 1 日以降である者 令和 6 年 9 月 29 日まで

別記様式

（第 7 条関係）省略

刈谷市水道施設承認工事取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、刈谷市水道施設承認工事（以下「承認工事」という。）の範囲について必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この要綱に定める承認工事は、次に掲げる各号のうち、配水管の口径が150ミリメートル以下のものとする。

- (1) 給水装置の新設に伴う配水管の布設
- (2) 給水装置の新設及び増径に伴う既設配水管の増径を必要とする配水管の布設
- (3) 給水装置の位置変更に伴う配水管の布設
- (4) その他管理者が特に認める工事

(協議及び回答)

第3条 前条に規定する承認工事を施行しようとする者（以下「申請者」という。）は、事前に水道施設承認工事協議書（様式第1号）（以下「協議書」という。）により管理者と協議を行うものとする。

2 管理者は、提出された協議書の内容について審査を行い、その結果を水道施設承認工事協議回答書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(工事の申請及び施工承認)

第4条 承認工事は、水道施設承認工事申請書（様式第3号）（以下「申請書」という。）により申請するものとする。

2 申請者は、過去10年以内に管理者発注による配水管布設工事の施工実績を有する刈谷市水道指定給水装置工事事業者に工事を直接依頼し、必要な書類を添付し申請するものとする。

3 管理者は提出された申請書の内容を審査したのち、水道施設承認工事回答書（様式第4号）を申請者に通知するものとする。

(工事の施工)

第5条 前条で当該工事の施工を承認された者（以下「承認工事施工者」という。）は、事前に水道施設承認工事着手届（様式第5号）及び現場代理人・主任技術者届（様式第6号）を管理者に提出するものとする。

2 承認工事施工者は、愛知県建設部及び企業庁の「工事標準仕様書」に準じて施工し、使用材料は事前に使用材料承認願（様式第7号）を管理者に提出し、承認を受けて使用するものとする。

3 承認工事施工者は、承認工事完了後、速やかに水道施設承認工事完了届（様式第8号）に必要な資料を添付し、管理者に提出するものとする。

4 管理者は提出された工事完了書類に基づき工事完了検査を実施し、その結果を検査結果通知

書（様式第9号）により通知するものとする。

（工事の変更）

第6条 承認工事がやむを得ない理由により変更又は中止に至ったときは、速やかに申出るものとする。

（水道施設の移譲）

第7条 申請者は、管理者による第5条第4項に規定する完了検査の結果、合格のときは承認工事における水道施設を管理者に移譲するものとする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。